

高鍋町告示第50号

平成23年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月21日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成23年11月25日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	柏木 忠典君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
時任 伸一君	山本 隆俊君

○応招しなかった議員

平成23年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成23年11月25日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成23年11月25日 午前10時00分開会

日程第1 議案第36号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第36号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

出席議員(15名)

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
7番 中村 末子君	8番 黒木 正建君
10番 後藤 隆夫君	11番 青木 善明君
12番 松岡 信博君	13番 永友 良和君
14番 柏木 忠典君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 時任 伸一君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員(1名)

6番 池田 堯君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 原田 博樹君

町民生活課長 …………… 三浦 敏君 健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君 上下水道課長 …………… 森 俊彦君
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君 社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成23年第2回高鍋町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。議会運営委員会より、御報告申し上げます。

平成23年第2回臨時会の招集に伴いまして、11月22日午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今臨時会に付議されました案件は、条例等の一部改正の1件であります。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め審議を行ったところであります。会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところであります。

今臨時会が円滑に運営されますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。

以上です。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番、八代輝幸議員、16番、津曲牧子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月25日の1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第36号

○議長（山本 隆俊） 次に日程第3、議案第36号高鍋町一般職の職員の給与に関する条

例等の一部改正ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。提案理由を申し上げます。

議案第36号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本町では、これまで人事院勧告に基づき国家公務員に準じた給与改定を行ってまいりましたが、今回、国は人事院勧告に基づかない給与改定を行う予定でございます。こうしたことから、本町といたしましては宮崎県人事委員会の勧告に基づき給与改定を行うため関係条例について所要の改定を行うものでございます。改正の主な内容は、中高年齢層の職員の給与月額を引き下げでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。今回の人事院勧告の所要の改正でございますが、4点ほどございます。

まず1点目が、55歳を超える6級職員の給料及び管理職手当の減額でございます。6級職といたしますのは、課長職に当たります。課長職が現在13名在籍しております。該当者につきましては10名ほどになります。22年度は1.5%の減額でしたが、本年度は1.0%の減額にする改正でございます。

それから2点目でございます。2点目が、現給保障者の給料減額等でございます。改正前は99.59%でしたが、今回給料月額に100分の99.10を乗ずるものでございます。該当者は22名ほどおります。

3点目でございますが、平成23年12月に支給する期末手当の特例でございます。中高年齢層だけでございます。平成23年12月期末手当から、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当に0.39%の8カ月、4月から11月までの8カ月に平成23年6月期末勤勉手当に0.39%を掛けたものを調整するものでございます。該当者は74名ほどおります。

それから、4点目が給料表の改定でございます。お手元の資料の中に給料表が載っておりますと思いますが、1級の93号俸まで、それから2級の1から76号俸まで、3級の1から60号俸まで、4級の1から44号俸まで、5級の1から36号俸まで、6級の1から28号俸までは改正はありません。給料引き下げに該当するのが、現在159名おりますけど、74名が該当いたします。この人勧に伴う減額総体金額の年度内の給料減額につきましては、約170万円ほどになります。この内容等を法文化したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑、討論、採決を行います。

議案第36号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はあり

ませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この問題では金額的にはわずかではありますけれども、先ほど説明があったように40歳以上ということで、かなり低い年代から、課長職だけではないというところがちょっと問題だと私は考えるんです。そこで、組合との協議は行われたと思うんですけれども、何回ぐらい組合との協議を行われたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。交渉自体は1回でございますけど、管内の、児湯郡管内の状況等も見合わせて、組合等も児湯郡管内の状況と見合わせて、すり合わせて合意に達したものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第36号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この案件は、県の人事院勧告に基づいて行われるもので、提出せざるを得ないことは十分に承知をしておるところでございます。しかし、40歳以上といえ、子育てで一番お金のかかる年代です。たとえその金額がわずかであっても、その世代に与える影響は計りしれない意欲が失われる、計りしれないものがあると思います。また、高鍋町は企業が乱立しているわけでもなく、公務員の給与は直に消費への結びつきがあります。少しでも、町内消費意欲を促す意味でも給与の減額は認められません。よって、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第36号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員